

群労発基 1222 第 8 号
令和 4 年 12 月 22 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
群馬支部長 殿

群馬労働局長
(公印省略)

変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件に関し、これまで、

1. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）のうち、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たもの（合計 1,052 物質）
2. 法第 57 条の 4 第 1 項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、有害性の調査結果等により、強度の変異原性が認められたもの（合計 244 物質）

については、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。別添参照。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところ です。

今般、「労働安全衛生法第 57 条の 4 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（令和 3 年厚生労働省告示第 413 号、令和 4 年厚生労働省告示第 84 号、第 214 号及び第 299 号）により、807 物質の名称を公表したところですが、それらの化学物質のうち、別紙 1 に掲げる計 33 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙 1 に掲げる届出物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。

別紙1 変異原性が認められた届出物質に関する情報一覧
変異原性が認められた届出物質

名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名称	構造式	性状	用途の例
1	29632 令和3年12月27日 厚生労働省告示第413号	N-(3-アセチル-4-アミノ-9,10-ジオキソノ-9,10-ジヒドロアントラセン-1-イル)-4-メチルベンゼン-1-スルホンアミドを主成分とする、2-アセチル-1-アミノアントラセン-9,10-ジオンと4-メチルベンゼン-1-スルホンアミドの反応生成物	別添参照	濃青色粉末	染料中間体
2	29667	2-エチル-1-ニトロアントラセン-9,10-ジオン	別添参照	黄白色粉末	染料中間体
3	29680	2-1-(2R)-オキサソ-2-イル]エチル=4-ニトロベンゼン-1-スルホナート	別添参照	白色結晶	医薬中間体または原料
4	29693	4-[5-クロロ-2-ヒドロキシフェニル]ジアゼニル]-5-メチル-2-フェニル-2,4-ジヒドロ-3H-ピラゾール-3-オン	別添参照	黄色粉末	染料中間体
5	29818	2-メチル-4-ニトロ安息香酸	別添参照	淡黄色粉末	医薬品原料
6	29819	2-メチル-4-ニトロベンゾイル=クロリド	別添参照	淡黄色粉末	医薬品原料
7	29828 令和4年3月25日 厚生労働省告示第84号	亜硝酸ナトリウムと4-カルボキシ-2-ニトロベンゼン-1-ジアゾニウム=水素=スルファアートと硫酸と硫酸ナトリウムの混合物の水溶液 (アセタト-kO) (アセタト-k ² O, O') [1-メチル-4-(プロパン-2-イル)-η ⁶ -ベンゼン]ルテニウム エタン-1,2-ジイル=ビス(2-プロピル-2-メチルプロピル)アート)	別添参照	橙色透明液体	紫外線吸収剤の中間体
8	29830		別添参照	粉末	触媒の中間体
9	29848		別添参照	白色固体	製造中間体
10	29885	2-[3-クロロ-5-(1,3,3-トリメチル-1,3-ジヒドロ-2H-インドール-2-イル)ペンタ-1,3-ジエン-1-イル]-1,3,3-トリメチル-3H-インドール-1-イルウム=4-メチルベンゼン-1-スルホナート	別添参照	緑色粉末	カラーフィルター用青色顔料の中間体
11	29886	6-[4-クロロ-2-ニトロフェニル]ジアゼニル]-2H-1,3-ベンゾジオキソノール-5-オール [(クロロメチル)オキシラン・3,3',5,5'-テトラメチル[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジオール・[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジオール重縮合物]とプロパン-2-オールと水の付加反応生成物	別添参照	赤褐色粉末	紫外線吸収剤の中間体
12	29894		—	白色固体	電子材料用途
13	29895	(クロロメチル)オキシランと[(クロロメチル)オキシラン・ドデカン-1,12-ジオール重縮合物]・4,4'-ジエチル(プロパン-2,2-ジイル)ジフェノール重付加物)の縮合反応生成物	—	淡黄色液状～半固形	接着剤用樹脂
14	29925	ジプロモジ(クロロ)メタン	別添参照	微黄色～褐色液体	医薬品中間体
15	29927	2,3-ジプロモプロパン-1-エン	別添参照	液体	医薬品中間体
16	29929	ジメチル=2,2'-({5-アセトアミド-4-(2-クロロ-4,6-ジニトロフェニル)ジアゼニル}-2-メトキシフェニル)アザンジイル)ジアセタトを主成分とする、(2-クロロ-4,6-ジニトロアザンジイル)ジアセタトを主成分とする、(2-クロロ-4,6-ジニトロアザンジイル)ジアセタトを主成分とする、(2-クロロ-4,6-ジニトロアセトアミド-2-メトキシフェニル)アザンジイル)ジアセタトの反応生成物	別添参照	黒色粉末	染料

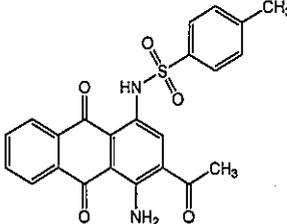
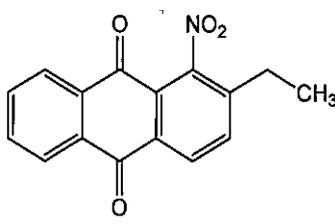
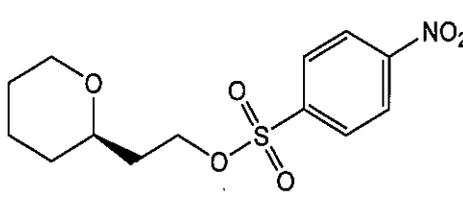
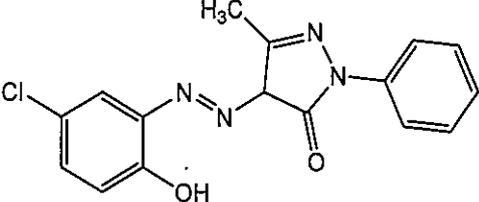
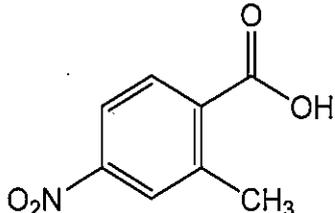
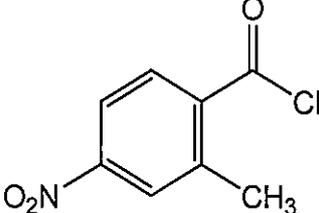
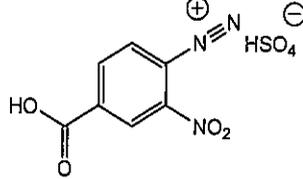
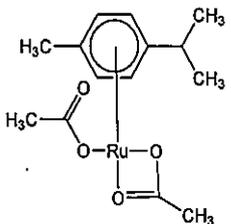
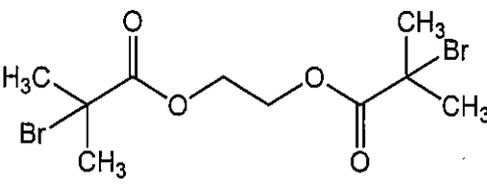
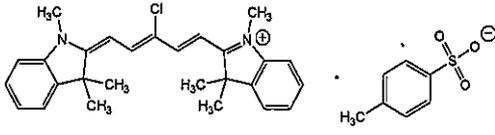
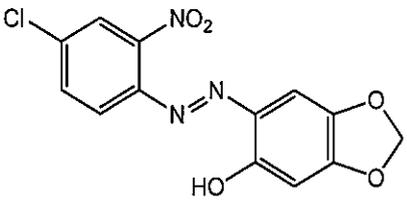
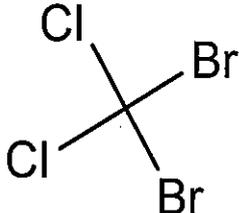
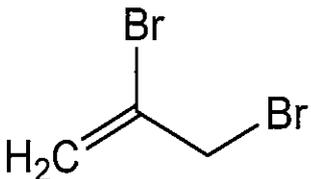
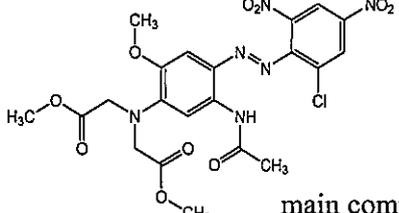
17	29949	硝酸とビス(硝酸)白金(Ⅱ)の混合物 令和4年6月27日 厚生労働 省告示第214号	硝酸とビス(硝酸)白金(Ⅱ) ビス(硝酸)白金(Ⅱ)	別添参照	橙色液体	自動車触媒用原料
18	29970			別添参照	褐色粉末	触媒原料
19	29973			別添参照	白色の固体	医薬品原料
20	29977			別添参照	茶褐色粉体	染料中間体
21	30007			別添参照	白色の結晶	治験薬中間体
22	30008			別添参照	暗褐色粉体	染料中間体
23	30034			別添参照	茶色粉体	染料中間体
24	30038			別添参照	液体	医薬品中間体
25	30053			別添参照	黄橙色、粉末	ポリマー原料中間体
26	30087			—	淡黄色、粘調性液体	接着剤、粘着剤又はシリー ング材
27	30115			別添参照	黄色液体	治験用原薬中間体
28	30187			別添参照	白色固体	半導体製造の前工程におけ る絶縁膜などのエッチング
29	30223			別添参照	白色～黄色の結晶又は	医薬品中間体
30	30228			別添参照	無色～淡黄色液体	中間物
31	30240			別添参照	白色結晶	製造中間体(最終製品の用 途: 医薬品原薬)

32	30284	令和4年9月27日 厚生労働 省告示第299号	〔5-イソシアナト-1- (イソシアナトメチル)-1, 3, 3-トリメチルシクロヘキサ-2-エチル-2- (ヒドロキシメチル) プロパン-1, 3-ジオール・ α -ヒドロ- ω -ヒドロキシポリ (オキシアタン-1, 4-ジイル) ・ (両末端にヒドロキシ基を有する、ブタ-1, 3-ジエン重合体) 重合体〕・5, 5-ジメチル-3, 7-ジオキサ-1, 9 (2)-ビス (オキシラナ)-4, 6 (1, 4)-ジベンゼナノナフアンの混合物 (オキシラナ)-4, 6 (1, 4)-ジベンゼナノナフアンの混合物	—	茶色ペースト	自動車用接着剤
33	30328		〔クロロメチル) オキシラン・4, 4'- (プロパン-2, 2-ジイル) ジフェノール重合体〕・ (1, 3-ジイソシアナト-2-メチルベンゼンと2, 4-ジイソシアナト-1-メチルベンゼンとヒマシ油の付加反応生成物) ・ (1, 3-ジイソシアナト-2-メチルベンゼンと2, 4-ジイソシアナト-1-メチルベンゼンと α , α' - (プロパン-1, 2, 3-トリイル) トリス { ω -ヒドロキシポリ [オキシ (メチルエタン-1, 2-ジイル)] } の付加反応生成物) ・ [(1, 2R)-1, 2-ヒドロキシオクタデカン酸を主成分とする、ヒマシ油脂肪酸の水素化反応生成物] ・ [(4-tert-ブチルフェノキシ) メチル] オキシラン重合体	—	黄色液状	接着材料



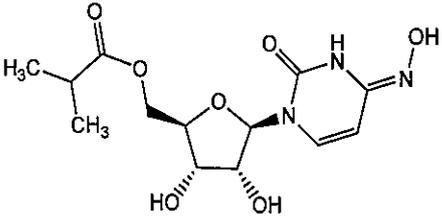
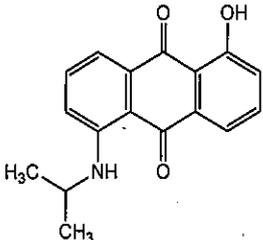
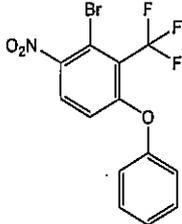
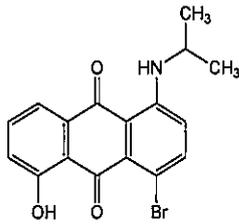
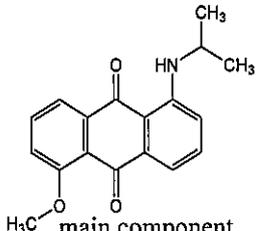
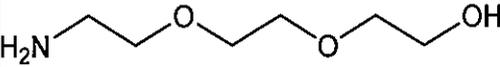
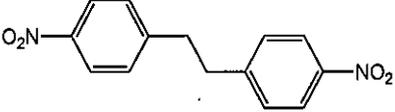
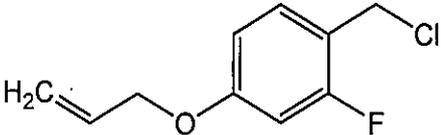
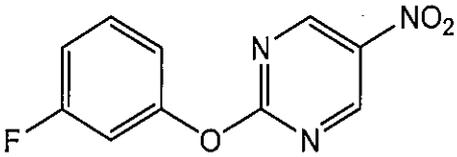
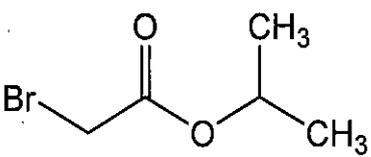
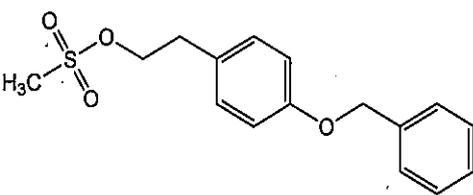
別紙1 変異原性が認められた届出物質の構造式

(別添)

安衛法官報 通し番号	構造式	安衛法官報 通し番号	構造式
29832		29867	
29880		29893	
29818		29819	
29828	 <p style="text-align: center;">main component</p>	29830	
29848		29885	
29886		29925	
29927		29929	 <p style="text-align: center;">main component</p>

別紙1 変異原性が認められた届出物質の構造式

(別添)

安衛法官報 通し番号	構造式	安衛法官報 通し番号	構造式
29949	$\text{Pt}(\text{NO}_3)_2 + \text{HNO}_3$ <p style="text-align: center;">mixture</p>	29970	$\text{Pt}(\text{NO}_3)_2$
29973		29977	
30007		30008	
30034	 <p style="text-align: center;">main component</p>	30038	
30053	 <p style="text-align: center;">main component</p>	30115	
30187	XeF_2	30223	
30228		30240	

変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針
(平成5年5月17日付け労働省労働基準局長伺い定め)

平成5年5月17日
一部改正 平成18年3月9日
一部改正 平成24年12月11日

1 趣 旨

この指針は、微生物を用いる変異原性試験、哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験等の結果から強度の変異原性が認められた化学物質（以下「変異原化学物質」という。）又は変異原化学物質を含有するもの（変異原化学物質の含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。）（以下「変異原化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に関し、当該変異原化学物質への暴露による労働者の健康障害を未然に防止するため、その製造又は取扱いに関する留意事項について定めたものである。事業者は、この指針に定める措置を講ずるほか、労働者の健康障害を防止するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 変異原化学物質による暴露を低減するための措置について

(1) 労働者への変異原化学物質による暴露の低減を図るため、当該事業場における変異原化学物質等の物性、製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

イ 作業環境管理

- (イ) 使用条件等の変更
- (ロ) 作業工程の改善
- (ハ) 設備の密閉化
- (ニ) 局所排気装置等の設置

ロ 作業管理

(イ) 労働者が変異原化学物質に暴露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択

(ロ) 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用

(ハ) 変異原化学物質に暴露される時間の短縮

(2) (1) により暴露を低減するための装置等の設置等を行った場合には、次によること。

イ 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

ロ 局所排気装置等については定期的に保守点検を行うこと。

ハ 変異原化学物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染を防止すること。

ニ 保護具については同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないような措置を講ずること。

(3) 次の事項について当該作業に係る作業規定を定め、これに基づき作業させるこ

と。

- イ 設備、装置等の操作、調整及び点検
- ロ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ハ 保護具の使用

3 作業環境測定について

- (1) 変異原化学物質に係る作業が屋内で行われる場合であって、当該物質に関する作業環境測定手法が開発されているときには、定期的に当該物質の性状に応じ作業環境測定基準、作業環境ガイドブック等を参考として作業環境測定を実施することが望ましいこと。
- (2) 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

- (1) 変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に従事している労働者及び当該作業に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。
 - イ 変異原化学物質の性状及び有害性
 - ロ 変異原化学物質による健康障害、その予防方法及び応急措置
 - ハ 局所排気装置その他の変異原化学物質への暴露を低減するための設備並びにそれらの保守及び点検の方法
 - ニ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- (2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は4時間以上とすること。
- (3) (1) のイからニの全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該項目についての教育を省略して差し支えないこと。

5 危険有害性等の表示、通知等について

変異原化学物質等を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の14及び第24条の15の規定に準じて、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート（以下「SDS」という。）の交付等により名称等の通知を行うこと。この場合、微生物等への強い変異原性を有することについて表示及び通知の内容に含めること。

6 変異原化学物質等の製造等に従事する労働者の把握について

- 変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に常時従事する労働者について、1年を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。
- イ 労働者の氏名
 - ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
 - ハ 変異原化学物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要
- なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。